

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

唐津市長 峰 達郎

市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)
地域名 (地域内農業集落名)	下久里 (下久里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月26日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本集落は、平坦部の水田区域は基盤整備済で主に主食用水稻やWCS用稲が栽培され、畑は山手側に点在しており個別農家により野菜等が栽培されている。
農地には多くの地権者が存在するが特定の担い手に集約が進んでおり、現在の利用者の半数程度が規模縮小の意向となっているため将来的には現在の担い手に農地が集積・集約されていくことになる。畑は現在の耕作者が離農されれば遊休化が進む懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻及び野菜等の生産は現在の方式を継続しながら、水田は規模拡大志向の担い手に農地を集約しての稲作が継続されるよう進んでおり、当該担い手には後継者もいるため安定して水田利用が図られる見込みで、畑は現在の利用者が農地を維持していくことになる。
一方で、農業施設の老朽化対策や大雨による浸水対策、宅地等への転用期待がある区域における地権者との調整などに取り組んでいく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田は6件の地区内の担い手に集積、集約が進んでいる。 畑は利用調整が難しいため耕作者個人による利用調整を図り遊休化・荒廃化の防止に努めることとし、現在のところ地域ぐるみでの利用調整や集積、集約は行わない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現時点では地区としての活用方針は定めず、活用は各個人の検討・判断とするが、水田における担い手の農地賃借については基本的に農地中間管理機構を活用した賃借を行うよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ取組予定はないが、水田暗渠排水や用排水路の機能低下が生じている箇所について改修等による改善が必要とところがあり、また、大雨時の浸水被害防止に関しては排水ポンプによる強制排水による対策など、適切な水田利用を図るための有効な国庫補助事業などに関して情報を収集し、関係者で検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田は地区内の担い手に農地が集約されつつあり、適切に耕作・保全が図られている状況となっている。 今後は地区内の農地地権者の意向への配慮・調整も視野に入れ、関係機関と連携しながら、更なる農地の利用集積・調整を図っていくことで地区内担い手が安定的に農業経営が続けられるよう取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水田において、各個人の判断で(有)唐津地区農作業受託センターや機械利用組合への一部作業受委託がなされており、今後もこの形での活用を継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の進入被害が山手の畑だけでなく水田まで及んできており、地域としてワイヤーメッシュ、電牧の計画的な設置を検討していく。

⑩農地持ち非農家が多く、本計画における目標地図への位置付けに対する合意を受けられていない「守るべき農地」が多く存在し、「今後検討・担い手未定」で整理している状況のため、今後、農地所有者と担い手等の耕作者で将来の農業・農地利用の在り方を話し合う機会の設置を検討する。

⑩地域計画及び目標地図の変更が必要となる場合は、適宜協議の場を設置することを基本とするが、住民負担の軽減を図るため、生産組合の会議を活用して変更案の内容協議や意見の取りまとめを行うなど、簡易な方法による協議を行うことができるものとする。